

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。)及び本件賃貸借契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項のいずれにも該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に営業拠点を有していること。
- (3) 車両のメンテナンスリースを実施できる者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、別記中 3 に定める書類等を同項に定める期限、場所に提出しなければならない。

4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規

則第 135 条から第 137 条の規定による。

5 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書(案)、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の開始日時は、別記中 2 の(1)のとおり。
- (5) 入札の場所は、別記中 2 の(2)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 賃貸借契約名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。)
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、入札参加者本人の押印はしないこと。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- (12)入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (13)入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14)入札金額は、当該契約履行に要する費用一切の諸経費を含めた1月当たりの金額を記載することとする。
- なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15)入札参加者又はその代理人は、借入物品仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (16)入札公告等により競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (17) 開札は即時開札とする。
- (18)開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19)入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(18)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (20)入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (21)入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (22)入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させ

る。

ア公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

(23)入札参加者又はその代理人は、本件賃貸借契約に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(24)予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。

3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

6 無効の入札書

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 賃貸借契約名及び入札金額のない入札書

(3) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)

(5) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札書や代理入札において、入札書に代理人の印と代表者印の両方が押されているなど、意思表示者が不明瞭である入札書

(6) 賃貸借契約等の名称に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明瞭な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(10)入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書

7 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に 入札会場にて告知 するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則第 152 条から第 154 条の規定による。

9 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、指定の期日までに契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書(案)及び添付書類のとおり。

11 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた賃貸借契約に係る仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先

2で定める「令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格」関係

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

13 その他必要な事項

(1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件賃貸借契約に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。

(2) 本件賃貸借契約に関しての照会先は、別記中4のとおり

(3) 本入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を提出すること。

ア 提出期間

令和7年9月3日(水)から9月17日(水)までの執務時間中

イ 提出場所

別記中4のとおり

ウ 提出方法

別記中4に掲げる場所まで持参またはメールで提出すること。